小川自治会　自主防災隊　規約 　　　　　 **ＫＺＮ－０２**

２０１４．１１．２１登録

　（２０１４．４．改訂）

前　文

今後３０年以内に７０％の確率で発生すると言われている首都直下型地震では、当地域では、震度６強が予測されている。この危機を可能な限り住民の命と生活を守って乗り越えるにためには、公助に頼るばかりではなく、自助・・近助・共助（協力）が重要なことは、各種報道などで見聞きしている幾多の災害の事例から明らかである。

小川合自治会では２０１３年４月に「小川自治会自主防災隊」を発足させ、自助・近助・共助を充実させるべく取り組んでおり、本規約はその基本的な枠組みを規定するものである。取り

組みの具体的な内容、方法、あるいは参考になる情報は別途各種マニュアル等で記述する。

なお各種の災害のうち、当地域では津波、水害、放射線災害はほとんど想定できないため、

当防災隊は主として地震災害および地震にともなう火災などを対象に、防災・減災に努めるもの

とする。

第１章　総　則

（名称）

第１条　この組織は「小川自治会自主防災隊」と称し、「防災隊」と略称する。

（目的）

第２条　防災隊は、震災等の災害時に隣近所の助け合いで人的・物的被害を最小限に食い止め

（減災）、地域の減災能力を向上し、安全に資することを目的とする。

（活動）

第３条　防災隊は次の活動を行う。

（１）　防災知識および防災技術の向上

　（２）　防災機材の整備と管理

　（３）　防災知識の普及、教育訓練の実地

　（４）　隊員の防災対策や生き残るための備蓄とその支援

　**（５）　防災に関する住民相互の連帯意識の醸成**

（６）　災害が発生したときの住民の命と生活を可能な限り守る活動

　（７）　その他防災のための活動

（組織の所在地）

第４条　防災隊は本部を小川会館に置く。

第２章　組織

（隊員）

第５条　防災隊の隊員は小川自治会（以下「自治会」）の会員全てとする。

自治会の区域内に居住する自治会未加入の個人・法人で希望する者の加入については

補足　第２３条で定める。

第６条　隊員は自治会の班単位で必ず後述の支隊のいずれかに所属する。

第７条　隊員の内　防災隊活動に従事する者を活動隊員と称する。

（組織）

第８条　防災隊は次の組織で構成される。

　（１）防災隊本部

　（２）災害対策本部：非常時には隊長の招集により特別体制の災害対策本部を設ける。

　（３）支隊：次の５支隊を設ける。　せんげん、しもおがわ、かえで、蜂谷戸、柳谷戸

各支隊は次の５防災班から構成される。

　　　　　　　　　情報・広報班、避難・誘導班、防火・消火班、救出・救護班、給食・給水班

（４）防災青パト機動隊：本部直属

**１**

（役割）

第９条　各組織は別紙「自主防災隊の組織と役割」記載の活動を行う。

（小川自治会　防災対策部との役割分担）

第１０条

（１）防災隊は自治会からは独立した組織とし、予算も独自に策定、執行する。

（２）小川自治会　防災対策部は主として対外的な情報収集、行政機関との交渉・調整と自主

防災隊の活動に必要な費用や広報活動の支援に限定し、活動の主体は自主防災隊に置く。

（責任者）

第１１条　本隊は各組織に次の責任者を設ける。

　（１）防災隊本部

　　　　①隊　　長　　：１名　　　自治会長兼任

　　　　②副隊長　　　：１名　　　自治会防災対策部長兼任

　　　　③本部隊員　　：複数名　　A．次の内より隊長が任命した者

・自治会本部役員の内実質的に活動可能な人

・自治会支部長の内、防災隊責任者になっていない人

・その他

B．各支隊の代表支隊長（兼任）

　④会　　計　　：１～２名　副隊長・隊員の兼任可

　⑤本部事務局員：１～２名　全体のとりまとめ、副支隊長、本部隊員の兼任可

　以上①から⑤を本部隊員と総称する。

　⑥アドバイザー：若干名　　元消防署員、消防団員、民生委員、特殊技能を有する方

などから隊長が任命、要望に応じ助言

　　（２）各支隊

　　　　①代表支隊長：１名

②支　隊　長：３～４名　（代表支隊長も含めて以下支隊長と総称する。）

　　　　③各防災班長：班ごとに３～４名（支隊長の兼任可）

　　（３）防災青パト機動隊　本部直属組織　：数名　　　青パト運転資格を有する者

（責任者の選任）

第１２条　支隊長・防災班長は各支隊で選出し、隊長が任命する。

（責任者の任期）

第１３条　任期は事業年度の４月から３月とする。

（１）責任者の任期は原則２年とし、再任を妨げない。

　　（２）前項の規定にかかわらず隊長の任期は自治会長の在任期間、副隊長の任期は

　　　　　自治会防災対策部長の在任期間とする。

（報酬および手当）

第１４条　隊員は無報酬とする。

　　　　　業務により自治会区域外へ出張する場合は公共機関利用相当分の交通費を支給する。

第３章　会議等

第１５条　防災隊本部に次の会議を設ける。

　　（１）自主防災隊責任者全体会議①定期は年１回

　　　　　　　　　　　　　　　　　②但し隊長が必要と判断した時は臨時会議を招集する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　③参加対象者は本部隊員及び支隊の責任者とする。

④招集は隊長が行い、対象者の過半数の出席で成立する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　⑤出席者の過半数の賛成で議決は成立する。

⑥全体会議は主として下記の事項を審議する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・活動計画の基本方針

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・予算案

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・規約の改訂

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・その他防災隊の運営に関する重要事項

**２**

（２）隊長・支隊長会議　　　　①原則３カ月に１回開催

　　　　　　　　　　　　　　　　　②招集は隊長が行い、各支隊から最低１名の支隊長の

　　　　　　　　　　　　　　　　　　出席を持って成立する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　③本部隊員も当会議の構成員とする。

④隊長・支隊長会議は主として下記の事項を審議する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・日常活動で各支隊共通活動又は支隊をまたがる活動

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・責任者の選出

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・予算の範囲内での機材・備蓄品の購入

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・全体会議に諮る議案の作成

　　（３）防災班別専門会議　　　　防災活動の向上を図るため、情報交換、活動内容の企画

立案及び専門的な訓練を行う。

開催は各防災班の判断で随意に行う。

第１６条　　支隊における会議は各支隊ごとに支隊長が決定・運営する。

第４章　会計

（防災隊の経費）

第１７条　防災隊の会計は自治会とは独立した会計とする。

自治会からの補助金をもって主な収入とする。

第１８条　予算管理は本部で行い支隊は必要の都度本部に請求する。

第１９条　会計処理は別定の「自主防災隊の会計処理規定」に従う。

（事業年度と会計年度）

第２０条　事業年度は自治会と同じ毎年４月１日から翌年３月３１日とする。

　　　　　会計年度は決算の都合上３月１日から２月末日とし、２月末日までに証書類を

　　　　　そろえ自治会に提出する。

第５章　資産

（資産管理）

第２１条

（１）防災隊が保有する資産は全会員の共有とし、隊長・支隊長は当該資産を資産管理台帳

　　　　　で管理する。

　　　　　購入・廃棄する時は隊長・支隊長会議の承認を得る。

（２）新規購入した固定資産は一括償却とし年度をまたがる繰り延べ償却は行わない。

（３）防災倉庫は他の目的にも使用するため自治会の所有物とする。

第６章　補足

（規約の改訂）

第２２条　規約の改定は責任者全体会議にて出席者の過半数で承認し隊長名で通達される。

（自治会員以外の隊員）

第２３条

（１）自治会の区域内に居住する自治会未加入の個人・法人で希望する者の加入については

隊長・支隊長会議の承認により参加を認める。

（２）該当者は自治会費を支払っていないため別途会費を納める。

会費は小川自治会会費の半額とし、毎年期初に徴収する。

別紙：①「自主防災隊の組織と役割」：自主防災隊ガイドブックに記載

　　　②「支隊の担当区域と各隊員の所属支隊」：同上

　　　③「自主防災隊の会計処理規定」：独立で発行

**３**